

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年水戸市条例第 45 号。以下「条例」という。）第 20 条の 2 第 1 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 8 日

水戸市長 高 橋 靖

1 対象者の氏名及び住所

氏名 水野 時榮

住所 茨城県東茨城郡茨城町大字長岡

2 公表の原因となった事実

対象者は、水戸市長からの土地の埋立て等の許可を受けていないにもかかわらず、茨城県水戸市見川四丁目 430 番 1、同 431 番 1 及び同 432 番 1 の土地において、土地の埋立て等を行った。

このことは、条例第 7 条第 1 項の規定に違反するため、令和 8 年 1 月 28 日に、対象者に対し、条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 29 日までに土地の埋立て等に用いた土砂等の全量を除去するよう命じたが、期日までに履行されなかった。